

那覇市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

那覇市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月9日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞又は弁明の機会の付与の通知の方法を改めるため、この案を提出する。

那覇市行政手続条例の一部を改正する条例

那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日)</u></u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同項第3号及</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>行政手続法第15条第4項に規定する公示の方法による通知の例により行うことができる。</u>この場合においては、<u>同項に規定する措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、第15条第1項中</p>

び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する前条第3項後段」と読み替えるものとし、第14条第3項の規定によりその例によることとされる行政手続法第15条第4項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「那覇市行政手続条例(平成九年那覇市条例第三十八号)第二十七条第三号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」とする。

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条第3項(改正後の第21条第3項若しくは第28条又は那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。